

新型コロナウイルス感染症への安全対策

2020年8月15日

平岡塾

弊塾は新型コロナウイルス感染症へ適切に対処し、弊塾の利用者様・関係者様および職員の安全を確保するため、新型コロナウイルス感染症対策本部における新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「基本的対処方針」(2020年5月25日変更、2020年3月28日決定)および東京都「事業者向け東京都感染拡大防止ガイドライン(第3版)」(令和2年6月19日)を参照しつつ、以下のような措置を講じます。なお、行政の方針変更を踏まえ必要に応じて適宜改訂を行います。

■ 弊塾の取り組み

清掃・消毒・換気・飛沫防止について

- ・毎早朝、清掃会社は通常清掃およびドアノブなど高頻度接触面の消毒のほか、オゾン発生器により全館を消毒し、一定時間後に全館の窓を開放して換気します。
- ・建物入り口および各階に非接触式(自動)手指消毒器を設置し手指消毒を励行しています。
- ・全教室に換気扇・エアコン・送風機・空気清浄機を設置し授業中はこれらを適宜稼働させるとともに、二方向の窓・扉を開放して換気を十分におこなっています。
- ・全教室の全テーブルにコの字型アクリルパーテーションを複数設置して塾生一人一人の間を遮蔽し飛沫を防止します(弊塾ホームページにて画像をご覧ください)。

※下記「東京都『事業者向け感染拡大防止ガイドライン』への対応について」を参照ください。

- ・事務受付カウンターに飛沫防止のアクリルパーテーションを設置しています。

職員について

- ・発熱などの風邪症状や味覚・嗅覚の障害が過去2週間以内にある場合は出勤を禁止しています。
- ・毎出勤時に「健康チェックシート」の提出を義務付け健康管理を徹底しています。
- ・通勤・勤務時のマスク着用を義務付けています。
- ・こまめな手指消毒を励行しています。
- ・講師には授業中にマスクのほかフェイスシールドの装着を義務付けています。
- ・不特定多数の集まる会合・イベントへの参加自粛を要請しています。

■ 塾生の皆様へのお願い

- ・症状の有無にかかわらず必ずマスクを着用して授業を受けてください。マスクを着用せずに授業を受けることはできません。
- ・発熱などの風邪症状や味覚・嗅覚の障害が過去2週間以内にある場合は通塾をお控えください。
- ・毎授業で「健康チェックシート」をご提出ください。チェック項目を確認し、場合により保護者様へ連絡のうえ授業への参加を控えていただきます。
- ・屋外から塾館内へ入った際には、消毒液または石鹸でしっかり手洗いをしてください。非接触式(自動)手指消毒器が各階に用意してあります。

■ 来塾される皆様へのお願い

- ・発熱などの風邪症状や味覚・嗅覚の障害が過去2週間以内にある場合は来塾をお控えください。
- ・来塾の際は必ずマスクの着用をお願いいたします。マスクを着用せずに入館することはできません。
- ・来塾者様を把握させていただくため来塾者名簿に必要事項をご記入ください。
- ・入館の際は入口の非接触式(自動)手指消毒器にて消毒してください。
- ・事務所の前では床面の間隔表示シートのうえにお並びください。

■ 感染が判明した場合

- ・職員、塾生、来塾者等弊塾関係者に感染(PCR 検査陽性)が判明した場合は、保健所による感染源調査・接触者調査・施設調査、および濃厚接触者の決定と事業者への助言・指導にいたします。また速やかに関係者へ連絡いたします。

【東京都『事業者向け 感染拡大防止ガイドライン』(6月19日)への対応について】

都のガイドラインでは業種別に「感染防止の主な取組例」が紹介されており、「学習塾」編には下記の3項目が挙げられています。

- ①教室等における塾生同士及び講師との間隔を1~2m確保する。
- ②四方を空けた席配置など、塾生同士の接触を少なくするよう工夫する。
- ③必要に応じて講師に対するフェイスシールドの装着や、ビニールカーテン等を設置する。

これらの3項目は業界団体である全国学習塾協会『学習塾事業者における新型コロナ感染症対策ガイドライン』(5月14日)の「事業所内での対応例」から都が抜粋したものです。

都がこれらの項目を取り上げた趣旨について所轄の「東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター」に直接問い合わせましたところ以下のような回答をえました。

Q1. 3つの項目は事業者には義務づけているのか。

A1. 業界団体が挙げている取組例の一部を紹介したものであり、義務づけるものではない。団体が挙げている他の取組例も参考にして欲しい。

Q2. 3項目はいずれも飛沫対策のようだが、弊塾では①と②は実施困難である。代替策として塾生にマスクの着用を、講師にはマスクとフェイスシールドの着用を義務付け、またテーブルにアクリルパーテーションの設置を検討しているが、どうか。

A2. 3項目は飛沫対策が趣旨であり、その趣旨を踏まえた他の対策もありうる。各事業所の施設環境に応じて創意工夫をして頂きたい。

Q3. 上記の回答を文書として残したいが。

A1. 難しい。都が発行している「感染防止徹底宣言ステッカー」を入手して欲しい。

Q4. ステッカーの入手条件として学習塾は上記②を満たすことになっているが。

A4. 先にも述べたように項目の趣旨を踏まえた対策であれば、これに限るものではない。

以上のような都からの回答を踏まえ、弊塾の教室での飛沫対策として塾生のマスク着用、講師のマスクとフェイスシールドの着用を義務付けるとともに、全教室の全テーブルにアクリルパーテーションを設置することにいたしました。